

対面的対話の実施について

入札説明書等に対する第1回質問への回答のとおり、組合と鶴見工場建替・運転委託事業への入札参加者との間で十分な意思疎通を図り、本事業の趣旨に対する入札参加の理解を深めるとともに、組合の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、希望により組合と個別に対面的対話を行うことができる。

1 対面的対話の方法

対面的対話の参加希望者は、グループの代表企業が、「対面的対話参加申込書」（別紙-1）に必要事項を記入のうえ、令和4年6月24日（金）から6月27日（月）午後5時30分までに、「対面的対話における確認事項」（別紙-2）と併せて、電子メールにより入札説明書記載の「第4章3（11）受付担当」に提出し、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

組合と入札参加者の対話は「対面的対話における確認事項」（別紙-2）に基づき、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言及び評価は行わない。

2 入札説明書等に係る対面的対話の開催時間及び場所等

(1) 日時

対話の日は次のいずれかの日時とし、入札参加者毎の開催時間は60分程度とする。

令和4年6月29日（水）及び令和4年6月30日（木）

ア 10：00～11：00

イ 13：30～14：30

ウ 15：30～16：30

ただし、申込みの状況によっては、組合は日程の調整を行うことがある。

(2) 場所

令和4年6月28日（火）に別途通知する。

(3) 参加人数

5名程度とする。（代表企業、その他構成企業の担当者に限る。）

3 対面的対話に対する内容の公表

事業者選定の公平性及び透明性を確保する観点から、令和4年7月15日（金）に組合ホームページにおいて対面的対話の要旨を公表する。ただし、参加者名は公表しない。